



## 産業廃棄物処理計画書

令和6年 7月 4日

大分県知事

佐藤 樹一郎 殿

## 提出者

住 所 大分県国東市国東町東堅来206-1  
 氏 名 有限会社 廣瀬建設  
 代表取締役 廣瀬 真  
 電話番号 0978-74-0429

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社 廣瀬建設
事業場の所在地	大分県国東市国東町東堅来206-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

## 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 総合建設業
② 事業の規模	25,321万円
③ 従業員数	16人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体工事 がれき類(コン殻、アス殻)→再生業者に委託して、再生碎石として再資源化</li> <li>木くず→再生処理業者に委託して、チップ(合板用、燃料用)として再資源</li> <li>・土木工事(構造物撤去工事、舗装工事) がれき類(コン殻、アス殻)→再生業者に委託して、再生骨材として再資源化</li> </ul>

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙-1 管理体制図のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】 別紙-2のとおり		
	産業廃棄物の種類	木くず	パレキ類
	排 出 量	470.92 t	732.47 t
① 現状	(これまでに実施した取組)		
	廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を使用する。		
② 計画	【目標】 別紙-2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	木くず		
	排 出 量		
	350 t		
	(今後実施する予定の取組)		
	廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を使用する。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別可能な物は分別をする。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別可能な物は分別をする。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	すべての産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	すべての産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	Tごし	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	Tごみ	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		別紙-3のとおり
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t

(これまでに実施した取組)

委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。

②計画	【目標】 別紙-3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
再生利用可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する。 委託処理業者には定期的に現地確認を実施する。			
※事務処理欄			

別紙-1 管理体制 (廃棄物処理に関する管理組織等)

統括責任者	取締役社長
廃棄物担当者	部長
役割	産業廃棄物統括責任者 ・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物担当者 ・廃棄物処理に関する検討 ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物の管理状況の把握 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定 ・委託契約の締結 ・監督官庁への各種報告 ・社員に対する教育・啓発・情報提供・支援及び指導 ・その他関係する事項

廃棄物管理組織

取締役社長 (廃棄物処理統括責任者)

部長 (廃棄物担当者)

各作業所

・作業所長 (産業廃棄物処理責任者)

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙-2

①現状	前年度（令和5年度）実績									
	廃棄物の種類	木くず	コン殻	ガラス・陶磁器	その他のがれき類	廃プラ	金属くず	紙くず	繊維くず	石綿含有廃棄物
	排出量	430.92 t	732.47 t	14.3 t	8.46 t	7.7 t	0.03 t	1.86 t	2.46 t	29.38 t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙-3